

員養成講習会を設けて補充の策を講じて居りますが、此の大勢を翻し此の大なる欠陥を救ふことは、到底本会の微力や地方の小策を以て如何ともする事は出来ないであります。

唯、私共の大に頼といたします事は、由来但馬は人情風俗の純正敦厚な地で、其の青年の気風も極めて質朴重厚な美点があります。現に五郡出身の青年教員は一般に着実で児童を愛し職務に忠実な点に於て、確かに他に見られない堅実な処があります。之は彼等の先天的資質だと存じます。

且つ、但馬は耕地に乏しく商工業も振はず人口夥多で生活程度の低い所でありますから、若し教員養成所を設置して適當の方法を以て之を誘掖すれば必ずや良教員を得らるゝ事を信じます。而して、今日の欠陥を補ひ、多数の教員を供給して、県下教育上に多大の貢献をすることが出来る事と存じます。

経費多端の折柄、既に師範学校増設は容易ならぬ問題だと存じます。殊に人口三拾万の但馬に一師範学校を置くことは県治上の均衡を欠くかの感もありませんけれども、これは一面地方に職業を与へて県民に其の処を得しむる所以でもあり、適材を適処におく利用厚生

の意義ともなります。

右の次第で、私共は切に師範学校の設置を翹望して止まないものでありますが、若し目下各種の關係上一新学校の設置が困難で到底許されない事情がありますならば、何卒其の事情の無くなりません迄早速、県立豊岡中学校・同高等女学校内に小学校教員養成部を付設し、之が代用の施設をして戴きたいのであります。

不文で誠に礼を欠き且つ意を尽しませんが、私共の建議する誠意を酌量せられまして同情ある御考慮を仰ぎたいのであります。参考統計表を添へて右伏して^(懇)願いたします。

大正十一年十二月 日

但馬五郡連合教育会頭

中林忠太郎

(宛名不記載)

○大正十二年五月一日から尋常科・本科正教員養成講習所が
県立豊岡中学校内に付設された。

5 中 学 校

(一) 公立中学校・県立中学校

『兵庫県郡役所事績録』

第七章 教 育

第一節 中学校

国家の急務は人材養成に在りとし、明治十二年但馬各郡の負担にて豊岡に中学校を設置したるも、民間知

識の低きと生計の疲弊に因り維持の目途全きを得ず、明治十八年遂に廃校の止むなきに至り、爾来県下には僅に姫路尋常中学校の一あるのみ。然るに時勢の進運は中等教育の普及を望み、明治二十六年十一月城崎・気多・出石三郡二十箇町・村長より豊岡に県立中学校の設置を請願し、翌二十七年十一月城崎郡町村長総代の申請となり、二十八年七月敷地及嵩上工事の寄付によりて始めて県立豊岡中学校を設置せられ、二十九年四月漸く開校するに至れり。

而して之が創立に關しては豊岡町を中心に付近村落の有志の熱心なる努力に依るは勿論なるも、特に佐川義右衛門・原庄七・西垣勘次郎・杉本和兵衛・由利安助の五名は設置委員として全責任を荷ひ、終始熱誠を以て之に當り、且つ敷地買上及嵩上工事費の爲め生じたる負債の償却に付ても右委員は専ら整理の任に當り私財を投じて完成に努め、又篤志家及豊岡町の多大な

る援助に依り遂に負債の償還を了するに至れり。

(中略)

第六条 本校生徒ハ大約百五十名ヲ定限トス。

(中略)

(二) 公立豊岡中学校校則

佐川儀右衛門家旧蔵・市立図書館蔵

兵庫県但馬国公立豊岡中学校一覽

第壹章 総則

第壹条 本校ハ公立豊岡中学校ト称ス。

第二条 本校は但馬全国ノ公立ニシテ其位置ヲ城崎郡

豊岡本町ト定メ、中人以上ノ業務ニ就クカ又ハ高等

ノ学校ニ入ルカ為ニ必須ノ学科ヲ授クル所トス。

第三条 本校教科ハ初等・高等ノ中学科及ヒ農学専修

科トス。

第四条 初等中学科卒業ノ者ハ高等中学科若クハ農学

専修科ヲ修ムル事ヲ得ヘシ。

第十三条 初等中学科ハ修身・和漢文・英語・算術・
代数・幾何・地理・歴史・生理・動物・植物・物理・
化学・経済・^(算)記簿・習字・^(算)図画、及唱歌・体操ト
ス。

但、唱歌ハ当分之ヲ欠ク。

第十四条 高等中学科ハ初等中学科ノ修身・和漢文・

英語・^(算)記簿・^(算)図画、及唱歌・体操ノ続ニ三角法・金

石・本邦法令ヲ加ヘ、又更ニ物理・化学ヲ授クルモ

ノトス。

第十五条 修業年限ハ初等中学科ヲ四ケ年トシ、高等

中学科ヲ二ケ年トシ、通シテ六ケ年トス。

第十六条 学級ハ初等中学科ヲ八級トシ、高等中学科

ヲ四級トシ、通シテ十二級トス。

(中略)

第三章 入学・在学及退学

(中略)

第二十九条 在学ノ生徒ハ八月ヲ除クノ外、毎月金拾

銭宛ノ授業料ヲ納ムヘシ。

但、本校協議費負担ノ義務ナキ者ハ、本文二倍ノ

授業料ヲ納ムヘシ。

(下略)

(三) 公立豊岡中学校の県立移管建議書

明治十七年度「但馬国各町村連合会日誌」

公立豊岡中学校ノ義ハ但馬全国ノ協議費ヲ以テ設立スル公立中学校ナルモ、其校名如斯ナルヲ以テ全国人民中、其事実ヲ熟知セサルモノ多ク単ニ豊岡ノ中学校ト

想像シ学資徴収ノ際ニ於テ大ニ苦情ヲ鳴ラスモノアリ。

依テ今般其校名ヲ公立但馬中学校改称セハ聊カ人民ノ

惑ヲ排カ^(マ)ン乎。

右本会ノ決議ヲ要ス。

右原案ノ通りニ決ス。

公立豊岡中学校ヲ改テ県立中学校トナスノ建議

但馬国八郡各町村連合会議長佐藤文兵衛謹テ

森岡兵庫県令閣下ニ建議ス。抑モ我但馬国八郡連合各

町村立豊岡中学校ハ明治十二年以来毎年凡三千円内外

ノ協議費ヲ以テ之ヲ維持シ生徒ノ入校シテ其業ヲ受ク

ルモノ年ニ増減有ト雖、目下七十有余名ノ多キニ達シ、

屢々乎トシテ日ニ就リ月ニ進ムノ景況アリ。之ヲ本年

第二号文部省達中学校通則ニ照ラスモ敢テ愧色ナキモ

ノト信セリ。而シテ、更ニ喋々之ヲ弁セサルモノハ閣

下ノ能ク知ル所ナルヲ以テナリ。
 而シテ今ヤ本校不測ノ運ニ際シ方サニ廃校セサルヘカラサルノ勢アルニ至レリ。其故何ソヤ。一曰、民間ノ衰弊。二曰、徴兵令ノ改正、是也。今其事情ヲ陳述シ閣下ニ請フ処アラント欲スルモノハ、金融ノ壅塞・農工商ノ困難ナルハ世間一般其軌ヲ同フスト雖、就中我但馬国ノ如キ客歲水旱ノ災害並ヒ至リシヨリ民間非常ノ衰態ヲ顕ハシ、此ヲ以テ成規アリ習慣アル貢租スラ猶且収ムル事能ハス。逋脱者及未納者ノ処分ヲ蒙ルモノ陸続踵ヲ接セリ。況ンヤ現ニ協議費ヲ以テ設立スル小学校ノ如キハ人民各所ニ屯集シ其閉校ヲ請願スルモノ尠カラサルナリ。此時ニ当リ其困弊ノ状視ルニ忍ヒサルヲ以テ本校ヲ閉鎖セン乎、現在七十有余名ノ生徒ハ其方向ヲ失ヒ、開校以來支出セシ数万ノ金額ヲ奈何^(七)ン、是多年ノ苦辛ヲ以テ既ニ經營セシ事業モ一朝ニシテ水泡ニ属スルモノト云ヘシ。故ニ其疲弊ヲ顧ミス

先本年度ハ稍ク之ヲ維持スト雖トモ、此勢ニシテ来年ニ至ラハ決シテ維持スヘカラサルヲ知ルヘキナリ。
 然リ而シテ徴兵令ノ改正ハ仮令本校協議費ニ困難ヲ来サス依然維持スヘキモノト見做スモ、大ニ其興廢ニ於テ影響ヲ来スモノアリ。何ソヤ夫レ中学校ハ中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ普通学科ヲ授クル処ナルヲ以テ、其入学スル処ノ生徒ハ志氣ヲ懷抱シ将来ノ大成ヲ望ムモノナリ。然ルニ今ヤ該令ノ改正ニ依レハ官立・府県立学校ニ入学スル処ノ生徒ハ兵役ニ猶予アリト雖、他ノ学校ニ入学スル処ノ生徒ハ其事無キヲ以テ安シテ本校ニ足ヲ駐メ業ヲ受クルモノナク、將ニ相率テ他ニ去ントス。其意謂ヘラク、我輩学ヲ修ムル中途ニシテ兵役ニ服サハ焉^(八)ソ後來其目的ヲ達シ学業ヲ卒業ヲ得ヘキヤ。寧ロ此学校ヲ退テ官立・府県立学校ニ入校スルニ如カスト。於是乎、東京ニ趣クモノアリ、京阪地方ニ去ルモノアルハ必然ノ勢ナルニ非スヤ。夫

レ然リ然ラハ則、憂フ可キ中、又欲フ可キ状アリト雖、
 他ニ趣クモ(たちま)ノ乍チニシテ入校セラルヘキモノニ非ラス。
 況ンヤ其土地ニ入校スルト他ニ趣クト其学資ニ於テ差
 異ナカラシヤ。財アルモノ能クスベシト雖モ貧ナルモ
 ノ能クスヘキニアラサルナリ。嗟呼、如此ハ則我地方
 ニ於テ能ク人才ノ生スヘキ乎、慨クニ堪ユヘケンヤ。
 今此ニ故アリ、是則不測ノ運ニ際シ廃校セサルヘカラ
 サルノ勢アリト云所以ナリ。然ラハ則、之ヲ救フノ策
 如何ン。本校ノ組織ヲ改メ県立学校ト為スニアリ。若カ
 云ハ、論者或ハ曰ン、之ヲ県立ト為スハ徴兵ヲ忌避ス
 ルナリ、且協議費ヲ転シテ地方税トナスモ何以カ費用
 ニ補ヒアラント。是皮相ノ論也。何ソ其思ハサルノ甚
 シキヤ。論者試ミニ徴兵令第十九条ヲ閲セヨ。官立・
 府県立学校ニ於テ修業一ケ年以上ノ課程ヲ卒エタル生
 徒ハ、六ケ年以内徴集ヲ猶予ストアルニ非スヤ。然ラ
 ハ全ク免役セラルヘキモノニ非ス。一旦卒業セシ以上

ハ其兵役ニ服スル素ヨリ論ヲ俟タサルナリ。何ヲ以テ
 カ忌避スル事ヲセン。特ニ其志ヲ遂ケ卒業セシムルニ
 アルノミ。且、経費ノ如キ地方税ト云ヒ協議費ト云フ、
 等シク我囊中ヨリ出ルト雖、其民心ニ関スル処、自ら
 異趣アルナリ。故ニ本会ノ決議ヲ以テ之ヲ閣下ニ建議
 ス。閣下聡明ニシテ能ク民情ヲ洞察セラル。冀クハ採
 納アラン事ヲ。頓首謹言

明治十七年五月廿四日

但馬国各町村連合会議長

佐藤文兵衛

兵庫県令 森岡昌純殿

(四) 豊岡尋常中学校開校式案内書

「豊田區文書」豊岡市蔵

来ル二十八日、豊岡尋常中学校開校式挙行相成候ニ付、

左記ノ廉一般へ周知セシメ精々賑合候様御取扱相成度候也。

明治廿九年六月廿六日

豊岡町役場

豊田町管理者御中

記

- 一 周布本県知事ハ廿七日午後来豊、二十九日発豊ノ予定
- 一 二十七日・二十八日・二十九日ノ三日間ハ昼夜共各戸ニ国旗・点燈ヲ掲グル事
- 一 前項ノ通り三日間ハ營業上差支ザル限りハ各戸ノ店頭ヲ清潔ニシ可成の裝飾アリタシ(氏神祭礼ノ当日ノ如クア)。
- 一 開校式当日(二十八日)ハ、案内状ヲ受ケタル来賓者ノ外ハ中学校囲内へ入ルヲ許サレズ。

- 一 来ル二十九日・三十日両日間、午前八時ヨリ午後六時迄一般ノ縦覧ヲ許サレ候ニ付、此旨各戸へ周知セシムル事

(五) 豊岡尋常中学校敷地に関する

議決及び上申書

『兵庫県会史』

- 一、(明治二十七年通常県会) 県第十九号議案 豊岡尋常中学校敷地献納許可ノ

件 否決

否決ノ理由 (中略) 其中学校増設議案ノ如キハ配布僅カニ一日ノ前ニアリ。未タ之カ熟読ヲ了ルニ(いとま)違アラサルニ、通常会期ハ余ス所実ニ数日ニ過キス。(下略)

一、(明治二十八年第一回臨時県会) 県第壹号議案 明治二十八年度市部・郡部連帯

地方税支出追加予算 修正

シ其建設位置ヲ特ニ豊岡ト指定セサル
コトニ議決シタル結果ニ由ル。

教育費 (中略)

決議

(中略) 豊岡尋常中学校建設位置ハ特ニ豊岡ト

指定セス但馬国中ニテ適宜ノ地ヲ選択スルモノ

トシ、其名称ハ適宜序次数ヲ冠セシムルヲ穩当

トス(中略)。

理由 (中略) 豊岡尋常中学校費ヲ増スハ、敷地

寄付ハ之ヲ採用セサルヲ可トシ、其結果借

材料及地均シ費ヲ増スニ由ル(下略)。

○

一、(同前) 県第五号議案 豊岡尋常中学校敷地寄付採納ノ件

採納セサルニ決ス。

理由 県第壹号議案豊岡尋常中学校費ニ対

○(明治二十二年臨時県会) 豊岡尋常中学校敷地買収ノ件ニ付上申

本県々立各学校敷地ハ孰モ県有ナルニ拘ラス独リ豊岡

尋常中学校現在ノ敷地ノミハ民有ニ属シ、民法施行ノ

今日、県有財産則同校舎ノ管理上ニ不便ヲ生スヘキ憂

アリ。且、他ノ県立学校トノ權衡上其ノ均一ヲ欠ケル

ノミナラス他日地価ニ昂騰ヲ来シ所有主ニシテ一朝該

建造物ノ移転ヲ要求スル等ノ事アランカ、吾県下ノ教

育上之カタメニ一蹉跌ヲ来スナキヲ保セス。故ニ未タ

此不幸ヲ見サルニ及ヒ県費ヲ以テ之ヲ買収シ、建造物

ト共ニ県有財産ニ編入スルノ策ヲ取ラレ候ハハ県有財

産ヲ管理スルニ於テ最モ便利ナリト信シ候条、相当予

算ヲ定メテ本年ノ通常県会ニ提出セラレ候様致度、茲

二県會議員一同ノ希望ニ依リ此段及上申候也。

明治三十二年六月三十日

兵庫縣會議長 田寺敬信

兵庫縣知事 大森鐘一殿

6 女 学 校

(一) 「高等女子教育について」

『但馬新聞』明治三十八年三月二十二日

高等女子教育に就て

女子教育の普及が社会進化の根本にして、随つて其の興廃は直に一国文野の分岐点なりとするは強ち誇張の言とのみ云を得ず。(中略)されは本問題に対する講究の時代は已に過去に属するものと云ふを得べく、今や実行の時期として寧ろ些か遅れたるの感なしとせず。而も尚且つ冷然我不関焉的態度をとるは抑も但馬、否

少くも我豊岡の一大不名誉にあらざるなき乎。(中略)

吾人が我豊岡の一大不名誉と為す、豈必ずしも一家の私言なりと云ふを得んや。而して特に吾人が我豊岡の一大名誉と断言する所以のもの、蓋し刻下の但馬に於て此の種の問題を解決するは正しく我豊岡の責任なりと信すればなり。噫、若し今後、此の種の問題に逢着すること更に兩三回、而して豊岡が之れに対する態度の冷淡無頓着なること尚今日の如くんば、近き将来に於て但馬の頭腦たるべき声望は自然に八鹿・和田山の如き新開地の占有に帰し、遂に豊岡なる名称は憐む可き一片史上の空名と成り了するやも限られし、吾人頗る之れを悲む。されと又、吾人は今日直に女学校の開設を要望する程、しかく性急なるにはあらず。仮令、之れを要求するも刻下の状態は到底之れを容るざるものなつて存すればなり。唯、吾人今日の希望は所謂準備の時期として、しはらく設立に関する十分の考慮

と完全なる設計を為すを以て満足せんと欲す。而して之れか実行の時機に就ては、云ふまでもなく征露大紀念として宜しく平和克復の際を利用すべく、若し夫れ之れか財源に至つては固より全但馬の支弁に俟つを要すべし。と雖、不得已は乃ち県經濟に仰く可^く、文部の直轄となす益可^く、要は大規模にして完全なる高等女学校を我但馬に設立するにあり。(中略)聞く、近^くは一派の士相謀つて我豊岡に窃淑女学校設立の挙ありと。吾人空谷登音の憾無くんばあらず、唯其の規模設備の点に於て未だ満腹の賛成を表する能はざるを憾とす。吾人は更に諸子が一段の奮励を切望せずんばあらず。

(二) 私立窃淑女学校開校計画

『但馬新聞』明治三十八年三月十一日

●窃淑女学校創設 当町の内、滋茂町真宗派光行寺僧

若宮正隆・同徳証寺僧藤本義雄の両氏は私立窃淑女学校を創設せんとて目下奔走中の由にて、去る四日、当町役場を経由、其願書を提出せり。維持方法としては興仁会と称するを起し、会員を募り、其種別を名譽会員・特別会員・通常会員・賛助会員の四種に分ち、該会員の醸金及本山よりの下付金^並束修金を以て維持せんとするにある由。又、光行寺境内説教所及舟木自宅を教場に充てん計画にて、目下興仁会員及生徒を勧誘募集中の由。

(三) 私立窃淑女学校開校式

『但馬新聞』明治三十八年七月十日

私立窃淑女学校開校式の概況

別項記載の如く当滋茂町私立窃淑女学校創設の事は其当時既記したる処なるが、去七日其開校式は挙行せら

れたり。(中略)劉曉(りゅうしょう)たる音楽は起りぬ。爰に一同式場たる光行寺本堂に入り、設けの席に着するや、創立者の一人たる藤川(本)師挙式の旨を告げ、一同最敬礼、茲に新に招聘したる校長細川寂雲師は恭しく教育勅語を捧読し、了つて高等小学校女生徒の美音玉を打つが如き声は音楽に和して君が代三回、了つて臨場の姫路龜山御坊大谷夫人(朴子)の祝辞併内海郡長其他祝辞・祝電を朗読したり。中にも小学校女生徒總代福井久子の祝辞・窈淑女(題)校生徒總代堀江幾子の答辞は活達にして臆せず流暢快活に朗読せり。次て同校生徒は開校式の歌を奏し、了て新任校長の挨拶あり。全く式を終りたるは正十二時頃なりき。(下略)

(四) 窈淑女学校補助金下付申請

「藤本義雄書簡」 徳証寺蔵

拜肅、時下残寒、殊ニ旧暮迎正、万件御村落部ハ御邪魔申上候モノト存、実ハ拙參仕御高慮ヲ蒙リ度胸算ニ罷在候モ、不顧失敬呈愚書、及御依頼候儀ハ非別儀、女学校一件ニ有之候。客年郡会ノ砌り、閣下等時節ノ趨勢ヲ御看破、上ヨリ女学校郡立云々ノ御動議モ有之、右仄カニ承り欣(べん)抃予期シツ、其曉キニハ我窈淑女学校ノ生徒ヲ其儘入学セシメ、自分ノ素志於是満足スルモノト期待致居候処、于今何タル御運ヒモ無之、且県会ニモ一縷ヲツナギ、今ヤ何等ノ決議ヤ有之モノト其当時モ心待候モ豈凶ラン、御承知ノ有様ニ有之、依テ今回ハ是非共郡会ニ哀訴シ、在方事業ト思召、幾分御補助ヲ仰キ度ト昼夜此事ニノミ苦心罷在候。出石郡ノ如キモ弍百五拾円ツ、郡会ノ決議ニ依り出石女学校ニ補助セラレツ、有之由ニ候ヘハ、我女学校ニモ今春ニ二名ノ教員雇入候節ハ万事完然教授等モ行届申候モ、何分年々収支不相償モ自身ヲ犠牲ニ供シ献身的運動

ニテ今日迄ノ命脈ヲ維キツ、有之次第二候。依テ、何等御高意上ヨリ今回ノ郡会ニ持出シ、番外トシテ右御補助決議ニナル様ニ運ヒニ原案トシテ御提出被為下事相叶不申哉。尤モ、其教員ハ

理科・化学・数学 一名 (俸給 二十五円)

技芸科専修 二名 (俸給 三十円)

此レハ本月二日付ヲ以テ、郡役所ヨリ本年女子高等師範学校卒業云云ノ通牒ニ応シ、一名丈ハ貧乏質入テモ雇入ルノ決心ニテ、二十五円ノ俸給ノ分一人雇入、即チ任用ノ儀申出候事ニ候。然ルニ右三十円ノ分、今一名ハ任用スヘキ余裕無之、進退相谷(きむ)マリ入候有様ニ有之候ヘハ、何卒二名教員任用ノ御補助仰ク事六ヶ敷候ヘハ、一名分丈ニテモ宜敷候間、来ル郡会ニ何等ノ道ヲ以テモ御賢案ノ上御提出被下義、破格ノ御詮議ヨリ御煩慮ヲ蒙ル事相叶不申哉。若シ自分設立者ヨリ何等申出方宜敷候ヘハ右提出方ノ手續、御手数恐入候ヘ共

御指揮被為下候ヘハ其ノ手續順序可致候間、今回ハ一生懸命平心底頭(身)、前件伏シテ奉懇頼候。先ハ要用ノミ欠礼、頓首

(城崎郡会議長)
田中彦右衛門様

(藤本。徳証寺住職。窃淑女学校主)
義雄拜

二月十二日

○右の書簡には年を欠くが、郡立高女設置動議案（明治四十一年一月）、設置案の郡会提出（明治四十二年）等から明治四十一年と推定される。

(五) 窃淑女学校興廃経緯

「藤本義雄手記」徳証寺蔵

一、明治廿八年日露戦捷記念トシテ窃淑女学校建設ス。

同年七月十八日開校式ヲ挙ク。

大谷朴子姫殿臨場

同四十一年四月廿八日、第一回卒業式ヲ挙ク。

大谷武子姫殿臨場。随行藤島了穂殿外数名出張ス。
右五ヶ年継続、後郡立ニ譲リ閉校ス。

其間、経営出支ニ困却噓フルニ道ナク、終ニ貳千四百円ノ負債之レヲ償却ス。

(六) 高等女学校

『兵庫県郡役所事績録』

第七章 教育

(中略)

第七節 高等女学校

一、創立

城崎郡に高等女学校設立の必要あることは年来多くの郡民によりて唱へられ、又郡政の局に当るもの、多年の宿題たりしが、明治四十二年に郡長小林

正義によりて始めて其の設置案を郡会に提出せられたり。其の創立費は三千五百円なり。之が草案者は前郡長内海忠誨にして、其の計画に任じたるは郡視学片岡源之助なり。内海忠誨は此の年一月武庫郡に転任し、養父郡長小林正義当郡長となる。当時豊岡町と他町村と利益相同じからずとなし意見を異にするものあり、議員中亦多数の非賛成者ありて通過覚束なかりしも、郡会議長田中彦右衛門・同議員由利三左衛門、其の他郡当局者及有志之が通過に尽力し、遂に郡会の容るゝ所となり之を可決し、^(やが)聽て明治四十二年三月二十九日文部大臣より設立の件許可せられたり。仍て四月より開校し、其の組織を本科修業年限を四箇年とし、之に修業年限二箇年の技芸科を付設し、各一年級のみ生徒を募集せり。校舎は一時郡公会堂を仮用し、寄宿舎は民家を充当せり。学校長は県立豊岡中学校長近藤英也をして兼務せしむ。

二、校舎及寄宿舎

仮用校舎は教授上支障あるに止まらず生徒の増加に伴ひ狭隘不便を感じ、且つ寄宿舎の建築は生徒の取締上最も切要なるを以て、四十三年二月の通常郡会及同年十一月臨時郡会に於て校舎・寄宿舎の建築を決議せり。其工費予算金一万八千五百五十円なり。之を一時に徴収するは負担に堪へざるを以て郡債を起し、四十三年度より四十六年度に至る四箇年々賦償還の方法を執れり。之に要する校地は旧豊岡藩主京極子爵の所有に属するものを豊岡町にて借受け同町より無償提供し、四十四年三月起工、同年九月十三日竣工式を挙行し新築校舎に移転せり。更に校舎狭隘のため大正十年三月、経費金二万五千八百五円を以て増築工事に着手、大正十一年四月工事落成せり。

三、敷地拡張

高等女学校を県に移管するに当り校地を本郡より

県に寄付するため、大正十年十一月校地所有主京極子爵に所有権移転の交渉をなせるも、同土地は旧城趾にて由緒ある土地なるを以て所有権移転のことは謝絶せられたるも永久無料貸与を承諾せられたり。仍て拡張用地の内七百五十坪は刑務所官舎敷地なりしを大正十一年十月城崎郡有地（豊岡町有地を郡有に移転せるもの）二反八畝五歩と交換し、郡は官舎移転費四千円の寄付を条件として交換し、同年十一月司法大臣の許可を受け、隣接の郡有千三百六十八坪と共に移管の際、県に寄付したり。

四、兵庫県へ移管

大正十二年度より郡制廃止により校舎・敷地・備品等一切を兵庫県に移管せり。

(七) 郡立女学校建議案 1

『但馬新聞』明治三十一年一月三十一日

郡立女学校建議案

城崎郡會議員は時勢の趨嚮に鑑み城崎郡立女学校建議案を提出したる由なるが目下、安江本郡視学の手許に於て諸般の調査中にして、右調査完了の上は或は臨時郡会を招集して右議案を討議すべしと云ふ。

(八) 郡立女学校建議案 2

田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

動議案

左案ノ通り郡長ニ建議セントス。

動議者

何 某
何 某
何 某

城崎郡會議長 田中彦右衛門殿

建議書

抑モ女子教育ノ忽緒ニ付スベカラザルハ今更喋々ヲ要セズ。曾テ本郡ニ於テ本郡立ノ女子高等（高等女学校）学校設立ノ建議セシ事アリシモ、不幸ニシテ荏苒今日ニ至ルモ其案ヲ觀ルニ至ラズ。今ヤ人文ノ發達ニ伴ヒテ女子高等普通教育ノ施設ヲ要スル事愈切ナリ。依テ四十一年度ニ於テ本郡立高等女学校設立ノ儀提案アラン事ヲ。右、郡制第三十二条ニ拠リ建議候也。

明治四十一年一月 日

城崎郡會議長 田中彦右衛門

城崎郡長 内海忠誨殿

(九) 郡立女学校の県立移管意見書

伊地智浅江氏蔵

意見書

一、但馬二県立高等女学校設立ノ件

但馬ニ於ケル高等女学校ハ我カ郡立高等女学校アル
ノミ。而シテ、本女学校ハ設立日尚浅キモ幸ニ徳望
厚キ校長アリ。郡亦財政ノ許ス範圍ニ於テ設備ノ完
成ヲ期シ、相俟テ現今在學生徒百八十一名中、他郡
ノモノ四十三名ニ及ヒ前途益増加ノ状況ナリ。而シ
テ、将来増加スル生徒ヲ收容セントセハ更ニ相当ノ
擴張ヲ要スルモ郡ノ財政ハ之レニ堪ヘス。依テ郡ハ
現在、女学校ノ設備ヲ挙ケテ之ヲ県ニ寄付可致ニ付、
之ヲ採納セラレ県ニ於テ経営シ、以テ但馬国民ノ希
望ヲ満タサレンコトヲ望ム。

右、郡制第三十二条ニ依リ意見書呈出候也。

大正五年一月二十五日

城崎郡会議長 伊地智三郎右衛門

兵庫県知事 服部一三殿

7 町立商工実修学校（豊岡商業学校）

(一) 町立商工実修学校新校舍竣工式式辞

『但馬新聞』昭和九年十一月十六日

式 辞

豊岡町立商工実修学校新築工を終へ、茲に本日（兵庫縣知事）の落成の式典をあぐるに当り長官閣下を始め朝野の貴賓多数の御臨場（かたじけ）を辱（かたじけ）のふせしは小職の最も欣栄とする所なり。

回顧すれば本校の由来は、識見卓越せる時の豊岡尋常高等小学校校長平井慶次氏本町実業教育振興の志を懐

き、先づ商業補習学校を創設し漸を逐ふて之を乙種実業学校と為さんことを企図せられしに始まる。即ち大正七年三月廿七日小学校内に之が設立の件認可せられ同年四月四日開校、本科二ヶ年・夜学科六ヶ月の修業年限を以つて授業を開始す。翌八年三月四日平井氏初代の校長として兼任せらるゝや鋭意其経営に腐心の結果、本科修業年限を三ヶ年に延長せられたり。延いて十二月廿八日病気の故を以て退職せられ、同十一年四月一日都合に依り暫時夜学科の授業を休業、続いて七月廿七日谷垣勝蔵氏校長として兼任、翌十三年四月一日校名を豊岡町立商工実修学校と改称し、従来のもを商工部となし、他に工業部・女子部を増設し、以て現在の本校教育機構の態型を成すに至れり。

大正十五年三月卅一日谷垣校長退任せられ、同年七月卅一日豊岡小学校長前田菊治氏校長を兼任せらるゝや(中略)校訓を定めて生徒の遵守すべき模範を示し、

教科の改善を行ふや女子部を更に商業科・技芸科に、工業部を家具科・建築科に、又別に専修科制を設けて昼夜の授業を実施せらる。(中略)

今や本校は校長以下教職員十五名・囑託二名・生徒數四百に垂んとし、晩近数年の生徒増加率よりすれば今後の進展はけだし思ひ半ばを過ぐるものあり。而も、旧校舎は急造バラックを改造したる一時的のものにして破損腐朽荒廃甚しく、授業上並に管理衛生上到底使用に耐へず、改築せんとするも学園は四面民家に圍繞せられて拡張の余地を存せず、唯に其狹隘の不便を感じるのみならず我郷土但馬に整備せられたる商工実業教育機関なきを遺憾とし、昭和五年三月三日付の町会議員西村市治・日下部源造の両氏外一名と時の町長伊地智三郎右衛門氏に本校分立の必要を建議せらるゝや、町会は満場一致を以て本件を議決し是が万端の調査に移らんとせしも(中略)震災の創病未だ全からず加ふ

るに財界不振のため町財政の疲弊困憊極度に達し、其
甦生遅々として進まず切齒扼腕すれども本校分離の即
時断行又到底其時機に非ざるや必せり。(中略)

時に偶々、関西銀行界の逸材にして名実共に業界に
其の名を謳はれ、殊に郷党の教育振興に深甚の留意を
払われたる愛郷の士・一ノ瀬叡吉氏多額の浄財を寄与
せられしを動機として、日夕崇敬せる中江龍二氏の恩
寵に縋り本町特別基本財産たる中江奨学資金の一部を
一時繰入使用せん事を懇願す。時に中江氏実業教育の
緊喫事なる事を認められ特に之を諾せらる。町会其好
意を深謝し慎重審議、其位置の選定に就ては多少の迂
余曲折を免れざりしも円満協調、工費数万円を議し、
茲に初めて其独立をなし新築の企画漸く其緒を見たり。

(中略)

本校茲に竣工するに至る。然れども熟々考ふるに、
本校の竣成は漸く其根幹たる実業教育の年来の願望た

る独立の確立に僅に輪奐の美を整へたるに過ず。其内
容の整美の充実に至りては尚将来一層の研究と格段の
努力を要するや切なり。(下略)

昭和九年十一月十六日

豊岡町長 滝野彦次郎

(二) 豊岡商業学校の県立移管意見書

『兵庫県会史』第三輯第三卷

兵庫県豊岡商業学校県営移管に関する意見書

豊岡商業学校は大正七年四月、豊岡商業補習学校と
して開設せられ、昭和十年四月乙種商業学校に昇格し、
爾來其の施設の充実と向上に専ら努め、昭和十二年四
月修業年限五箇年の甲種商業学校に昇格し、但馬に於
ける唯一の商業教育の機関として、開校以来二千名の
卒業生を社会に送り、国運の隆昌に貢献す。

今や我が国は肇国の大理念に基き、大東亜共栄圏の

確立に邁進し、其の建設着々と進捗す。此の秋に方り、

之れが指導的人材の養成は又現下の急務とする処にし

て、実業教育の使命又一層重大を加ふ。然る処、本校

は但馬唯一の商業学校として、入学志望者累年激増し、

其の施設と経営に一層の強化と拡充を要し、之れが維

持は豊岡町の財政のみを以つてしては、到底其の経営

困難なる現状にして、之を県営に移管し強力なる指導

の下に実業教育の完璧を期するは、又極めて緊要なる

事実とす。県は本県実業教育機関の分布状態と、関係

地方民の福利恵沢を増進するの爲め、速かに之を県営

に移管せられんことを望む。

右、府県制第四十四条に依り意見書提出候也。

昭和十七年十二月七日

兵庫県会議長 小笹耕作

兵庫県知事 成田一郎殿

工業学校転換、県営移管

第八章 主なる県の施設と事業

(上略) 昭和十九年度に於いては、戦局の逼迫に伴つ

て、商業学校の工業乃至女子商業転換が断行せられ、

商業学校は県立第一神戸商業学校及び同姫路商業学校

の二校を残し、他は悉く工業学校若くは女子商業学校

に再編成せしめられた。即ち県立洲本商業学校(昭和

十八年市立より県営移管)・同意野商業学校(同年町立

より移管)の二校、並びに町立豊岡商業学校・市立飾

磨商業学校の二校は、何れも県営に移管の上、直ちに

四年制の県立工業学校に転換せしめられた。(下略)

八 農 学 校

(一) 組合立農学校設立要望書

伊地智浅江氏蔵

豊岡町外六村組合立農学校設立ヲ要スル理由書

豊岡ヲ中心ニ七ヶ町村組合ヲ以テ創設セントスル農業

学校ハ、但馬最広ノ平野円山川両沿岸村三千町歩ノ多

望ナル田園ヲ控シ、其中央部行通至便ノ地ニ位置シ、

這ノ聚団ノ熱烈ナル要望ナリ。該農村ノ多クハ曾テ五

七年ノ昔、水害頻至稻禾登ラザル有名ノ卑湿沮洳ノ地

ナリシガ、治水工事ノ後全ク美田沃圃ト化シ、農耕漸

ク盛ラ称スルニ至レルモ、未タ以テ生産技術ノ幼稚ヲ

免カレズ、之ヲ合理的經營ヲ以テシ改良振興ヲ促進セ

バ、其増産ト生活向上ニ資スル所蓋シ計ラレザルモノ

アラン。乃チ、此地ヲ扱ヒ勤勞教育シ、延ヒテ校下農

村ノ指導開発ニ資セント欲スル所以ノ理由ノ一ナリ。

現今、農村青年ガ較モスレハ輕薄ナル享樂・懦弱ナル

思想ヲ追及シ、遂ニ阪神大都会ノ賃金多キ工場生活ヲ

憧憬シ、農村青年トシテ土ニ生キ農ニ勤ムルト云フ貴

キ使命ヲ没却シ去ル惡傾向アリ。之レ実ニ農業勤勞教

育ヲ等閑ニ付シタルニ基因セルガ如シ。而モ、熟々省

ミレハ農村モ從來農業教育ヲ輕視シタル事實アリ。逐

年増加シツ、アル農業学校卒業者、之ヲ当然俸給生活

者ニ逐ヒ込ムモノトシ、留テ農耕勤勞ニ就カシメ農村

青年ノ模範タラシムルナシ。蓋シ此ノ如キハ、從來ノ

農業教育ガ多クハ指導第一線ノ人物養成ニアルガ為メ

ニシテ、農村實際ノ上ヨリシテ農業經營改善ニ役立チ

シ形績ノ甚タ少キハ已ムヲ得サル所ナリ。是レ反省セ

ル農村ガ教育ノ實際化ヲ叫ヒ、努力主義勤勞教育ヲ痛

切ニ要求スル所以ナリ。之レ理由ノ二ナリ。

農業勤勞□ガ適當ナ身体ノ鍛練ナリ。殊ニ少年時ヨリ

農業勤勞ニ従事スルモノハ、長スルニ及ヒ益々体力ヤ抵抗力ノ増進スルコト偉大ナリ。夫ノ農業ニ關係セザル家庭ノ子弟ノ多クハ、医家ノ所謂無力性體質トナリ、之レガ増健法トシテ種々ナル運動ヲ試ムルモ俄カニ体力ヤ抵抗力ノ涵養ハ出来ズ、過分ノ負担ト疲労ノ為メ却テ健康ヲ害スル結果トナル例多クアリ。故ニ野外ニ働ク農業勤勞者コソ強大ニシテ持久力アル体力ノ持主トシテ国家社会ノ最モ要望スル所ニシテ瑞穂ノ国、農ヲ以テ聖業ト称スル所以是ニ在リテ存ス。乃チ現今国家ノ要スル国民体力ノ向上ヲ図ル上ニ、農業勤勞教育ハ一石二鳥ノ企圖ナリ。且ツ農民氣質ノ特徴トモ見ルベキ愛郷・崇祖・互助・團結等ノ觀念ト着実穩健ナル簡易生活ノ美点トヲ保存シ、更ニ近代国防ノ要諦タル思想戦・經濟戦ニ堪ヘ得ル弾力ヲ保有シ、東亞新秩序ノ建設ニ処シ、有事ニ將タ平和ニ屈強ノ戰士タル人の資源ヲ涵養セント欲セハ、其少年時ノ勤勞教育ヨリ

出発セザル可ラザルヲ痛感セリ。之レ理由ノ三ナリ。曾テ小作人が作田競争ヲ為セシ豊岡付近ニ於テ、今ハ工場ノ誘致ト功利ニ駆ラルル青年ノ離村ト共ニ小作田ノ過剩ナル傾向ヲ来シ、為ニ徒ラニ伝統ヲ墨守シテハ経営困難ナル現状ナリ。現今、称道セラルル農業改善ニ必須ナル合理化・組織化・共同化等ノ要素ハ自覺セル青年ニ俟タザル可ラス。然ルニ、青年ノ多クガ前陳ノ如ク農業忌避ノ傾向ヲ助長セル今日、之レガ対策トシテ子弟教育ノ根本ニ遡リ、小学義務教育ヲ終フル直後ニ於テ更ニ農業勤勞教育ニ移リ、其卒業ト同時ニ中堅農士トシテ学理ヲ応用シ新機器ヲ利用シ、少勞多作ノ方法ニヨリ自ラ勤メ、且ツ他ヲ率イテ革新農業ノ先驅トナリ、都市ヨリ荒ミ来ル風潮ニ浸染セズ、永遠ニ純潔ナル日本精神ノ温床タル農村ノ特質ヲ顕揚セサル可カラザルノ秋ナリ。之レ理由ノ四ナリ。

本校ノ教エル所ハ決シテ皮相タル可ラス。時ヲ以テ校

外ニ出テ農村ノ實際ニ即シ直接農家ノ指導啓発ニ任シ、

学校教育ガ農家ノ経営ト遊離スル如キ教師独善教育ニ墮スルヲ避ケサル可ラズ。由來、農村ノ通弊ハ至公ニシテ賢明ナル指導者ヲ欠クニ在リ。故ヲ以テ農学校ガ農村指導者トシテ立チ、校下ノ一元的中枢機関トシテ農村振興ノ標的トナリ、卒業生ト相俟ツテ誘掖指導ニ活躍センコトヲ希望ス。之レ理由ノ五ナリ。

要之、組合町村ノ農家ニ於テ尋常小学卒業後、高等小学ニ残ルモノ及ヒ中学校・実業学校ニ進ムモノノ外、農業勤勞教育ニ適シ、主トシテ長男教育ヲ目指シ、本校ノ目的ニ副フ児童ヲ選抜シテ入学セシムルコトトシ、茲ニ三学年農業勤勞学校ヲ創設セント欲スル所以ナリ。而モ、之レ次代農村ヲ繼承スル青年ノ前途ニ光明ヲ与へ、向上生活ニ進マシメント欲スル時代ノ要求スル農村現下ノ趨勢ニ順応スルニ外ナラズ。

大要右ノ如シ。其詳細ニ至リテハ口頭ヲ以テ陳述スル

所アラントス。幸ニ明察アレ。

○この理由書には年月がないが、病院組合常設委員会で組合立乙種農学校建設の件が承認されたのが昭和十四年五月であり、八条村が豊岡町と合併して病院組合の構成町村が六ヶ町村となったのは昭和八年四月であるから、その間のものである。

(二) 組合立豊岡農業学校の高校昇格問題

公立豊岡病院組合蔵

病院組合協議事項

昭和二十三年五月六日

(上略)

管理者 農業学校の今後の在り方につき御協議申しました。昨年、学制実施に伴ひ高校に昇格するか廃校にするかの一を選ぶより方法なく、当地方の特殊事情より何とかして農業高校として存置することに方針

を決して来た。三月末までは高校昇格が大体きまっていた処、四月に至り軍政部より新制中学を優先させて旧中等校は統合整理して行くと言ふ方針に決定した。農校は組合立だから一応高校昇格が決定していた処、豊岡町の方で旧中等四校を統合して普通高校を一つと実業高校を一つとしようとの機運高まってきた。

さて、農校を高校に昇格せしめるには相当多額の経費を要し、尚ほ之が維持経営にも年々相当の経費を要することを思へば、町村の現状よりして将来に相当の困難性を感じるに至った。組合内町村にして、どうしても組合立で存置したいから経費は負担しようと言はれるならば之に越したことはないが、此の際豊岡町の実業高校設立運動に参加するのが賢明ではないかと思ふ。一方、実業高校に農業科なきものは当地方として不合理であるし、幸ひ創立七年の歴

史を有する農校があるのだから、これを県営にして総合実業高校に統合することにしては如何と思ふ。最近、農校の卒業生が県に陳情に行つた際、これからは町村立で農校を経営して行くことは困難であつて、県下でも大抵の農校は廃校となつてしまつた、県移管は此のチャンスを逸しては出来ない、取残されてしまふとの、某事務官の言あり。従来、本組合としてとつてきた方針を一応白紙に戻して協議願ひ

(独立高校昇格)

○昭和三十一年、県立豊岡実業高等学校農業科は分離独立して県立豊岡農業高等学校となり、五十一年三月に九日市上町正明寺谷に移転、五十三年四月校名を県立豊岡南高等学校と改め普通科高校に転換した。

9 教化団体

(一) 青年団

(1) 城崎郡の青年団

『兵庫県郡役所事績録』

第六節 教化団体

(中略)

第一款 青年団

(中略)

明治三十九年四月調査したる青年夜学会の状況左の如し。

町村名	生徒数	開設場所
八条村	三六	寺院
新田村	一四八	学校

奈佐村	一二	教員住宅	一
港村	九四	民学校	一二

(中略)

明治四十年七月郡内青年会を調査せしに、

町村名	団体数	会員数	備考
豊岡町	一	九五	仏教青年会と称せり。
新田村	一〇	二七一	
三江村	一	八二	
港村	一	六三	気比村にあり。
五荘村	一	四〇	江野村にあり。

(中略)

明治四十三年一月青年会の状況を調査せしに、町村本位のもの十一箇団体(新田・田鶴野・五荘、他)。

(中略)

大正五年十月、郡内青年夜学会状況を調査するに、町村名 青年団体数 同 上 夜学を設くる団体数 夜学会員数

豊岡町	一〇	五六二	一	三五
八条村	七	一二四	三	四八
新田村	一〇	一六六	一〇	一六六
三江村	一	二〇〇	一	一五
田鶴野村	五	八〇	四	六〇
五莊村	三	一八五	三	一二四
奈佐村	一	一〇〇	一	一〇
港村	七	三〇六	七	一六一
中筋村	九	一五七	七	八四

(下略)

(2) 田鶴野村青年団

田鶴野小学校『郷土誌資料』

一、沿革

明治四十一年八月 田鶴野小学校長宮井源蔵発起。

同年八月十九日 各部落青年代表会で計画大要を決定。

同年九月五日 小学校で田鶴野青年会発会式。

宮井会長・会則議定。正会員七十七名・賛助員十七名。

大正二年 青年夜学を創設。

同 三年八月 各支部は新会則により支部会

長・同副会長・幹事を選出。

同 四年九月 田鶴野青年会報第一号を発行。

爾来、毎年発行を継続。

同 五年九月二十日 郡連合青年会第一部会で教育会

長より賞状・金一封を受く。

同 六年九月十六日 創立十周年記念大会開催。記念

事業として基本金を募集、財源とする。

同 十年四月三日 本会旗調製。

同 年九月二十五日 郡青年団長より本年度壮丁体格

学力検査の結果、第一等の表彰を受く。

同十一年九月二十四日 青年会を青年団と改称。

同十五年五月二十七日 団服制定。

昭和二年 創立二十周年記念事業として

農作物品評会開催。

同 八年九月 創立二十五周年記念事業として沿

革誌を発行。

二、事業

1、講習会・講演会・弁論会・体育会・農産物品評
会・総会等の開設

2、団報の発行

3、模範青年・優良支部の表彰

4、団体旅行・優良青年団視察

5、村勢統計調査

6、労力奉仕(村・部落・在営兵家庭)

7、入退営兵の歓送迎・家族慰問

8、団員関係者の慶弔

9、その他、必要と認める事項

(3) 田鶴野村女子青年団

田鶴野小学校『郷土誌資料』

一、沿革

大正九年二月 田鶴野小学校長寺田富蔵、処

女会の創立を企図、関係者と協議。

同 年二月二十二日 小学校で第一回役員会開催。

同 年二月二十九日 小学校で発会式。村長衣川五

郎兵衛を会長・寺田校長を副会長に推選。会員一

一六。

同 年九月 会則改定。

同 十一年七月三日 処女会を女子青年団と改称。

同十四年一月十一日 団報創刊。

昭和二年十月四日 綱領制定。

同 三年三月十三日 団服（事務服）制定。

同 四年三月十三日 修養手牒制定。

同 九年二月二十四日 団旗調製。

二、事業

1、講習会・講演会・総会・例会・手芸等製作品展

覧会・バザー開設

2、団報の発行

3、風儀の改善

4、見学旅行

5、観劇会

6、在営兵慰問及び家庭慰問

7、奉仕作業

8、団員関係者慶弔

9、其他、必要と認める事項

(二) 青年訓練所

(1) 五莊村青年訓練所

『五莊村史』

二第六六八号 大正十五年六月十六日

五莊村役場

各部落惣
青年支部長殿

青年訓練所設置に関する件

青年の心身を鍛錬し、健全なる国民・善良なる公民たるの素質を涵養し、国民資質を向上せんとするは、我
国現時の情勢に鑑み極めて緊切なるを覚ゆ。今回、勅
令第七十号を以て青年訓練所令を公布せられ、文部省
令第十六号を以て青年訓練所規程を定められ、一般青
年に対して適切なる訓練を行はんとするに当り、本村

に於ても第一農業補習学校に青年訓練所を設置し、来る七月一日より実施する事に相成候に付、左記事項御了知の上、貴部内青年(若)に対し、極力御勧誘の上、来る六月廿五日迄に入所願差出候様御配意相成度、此段及照会候也。

左記

- 一、入所資格者 大正十五年十一月三十日ニ満十六歳ニナルモノヨリ満二十歳ニナルモノ
- 一、青年訓練所修了者ハ在營年限短縮セラル。
- 一、其他必要事項ハ役場又ハ第一校ニ付キ照会セラレタシ。

(2) 田鶴野村青年訓練所

田鶴野小学校『郷土誌資料』

- 1 所在地 田鶴野小学校に併置
- 2 創立年月日 大正十五年七月五日
- 3 沿革概要

- イ 大正十五年七月五日 開所式挙行
- ロ 同 年九月二十日 教練開始
- ハ 同 年十月二十八日 豊岡小学校に於て佐久間少佐の査閲をうく。

(中略)

- ホ 昭和四年五月二十三日 大阪城東練兵場に於て御親閲をうく。

(中略)

- ト 同 □年□月十三日 豊岡地方に於て第八旅団演習に参加す。

- チ 同 五年六月二十日 青訓練二十挺購入す。
- リ 同 年七月二十二日 城崎・出石両郡對抗演習に参加す。

又 同 年八月四日 軍隊見学

(中略)

ワ 同 六年四月十九日 青訓生部落自治会を認め通信班長を置く。

カ 同 年七月一日 青訓創立五周年記念日に付、仮想動員召集を行ふ。

(中略)

レ 同 七年五月 奉安庫建設。土工労力奉仕作業をなす。

(下略)

(三) 戸主会・主婦会等

田鶴野小学校『郷土誌資料』

(1) 田鶴野村戸主会

一、目的

本会ハ戊申詔書ノ趣旨ヲ遵奉シ本村自治ノ向上・発達ヲ図リ、矯風ノ改善ニカメ、隣保共済ノ実ヲ挙ゲ、地方公益ノ為メ必要ナル事業ヲ起シ、会員ノ福利ヲ増進シ、生活ヲ安定セシメ、以テ優良ナル公民トナスヲ目的トス。

二、設立、他

大正十年一月二十三日設立。会長・衣川五郎兵衛、副会長・木村莊之助。支部数九ニテ発足。

三、事業

1、風紀矯弊・旧慣陋習ノ改善・時間励行・家庭教育の刷新・衛生思想ノ普及・勤儉力行・消費節約・貯蓄の奨励等

2、主婦会・青年団・女子青年団ノ後援

3、総会・支部会ノ開催及ビ講習・講話ノ受講

四、申合規約(大正十年一月二十三日決議)

(全十二ヶ条、略)

(2) 田鶴野村主婦会

一、目的

本会ハ教育勅語・戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉体シ、會員ノ徳性ヲ涵養シ、家族及家庭教育ニ関スル知識ヲ研キ、婦道ノ向上ヲ図ルヲ以テ目的トス。

二、設立、他

大正十一年七月四日。会長・北村朝一、副会長・福井孝。支部数九・会員数二六六ニテ発足。

三、事業

- 1、講演会・講習会・総会等ノ開催
- 2、規約貯金・基本金造成・出産祝貯金通帳贈呈
- 3、見学旅行・観劇会
- 4、公益・公衆衛生事業
- 5、入退営兵歓送迎及ビ家庭慰問
- 6、青年団・女子青年団ノ後援

7、敬老会

8、其他、必要ト認メル事項

(3) 田鶴野村国防婦人会

一、目的

本会ハ重大ナル時局ニ直面シ、婦徳ヲ涵養シ、日本精神ヲ作興シ、国防ノ重任ヲ担フ男子ト共ニ銃後婦人ノ任務ヲ尽スヲ以テ目的トス。

二、設立、他

昭和八年十二月十九日設立。会長・仲テル。副会長・芦田与四郎、和田垣ひで。支部数一〇ニテ発足。田鶴野村主婦会員・同女子青年団員ヲ吸収。

三、事業

- 1、敬神崇祖ノ美徳を宣揚シ、子弟ノ教養ニ努ムル
- コト

2、国体観念ノ普及・日本精神ノ作興・婦徳ノ涵養・

国防思想の徹底等ニ関スル講演会ノ開催

3、出征（在勤）軍人ノ慰問・激励・歓送迎

4、傷病軍人ノ慰問・戦病没将兵ノ弔慰

5、出征（出勤）軍人家族ノ慰問・救恤

6、目的ヲ同ウスル団体ト提携・協同

10 図書館建設

市立図書館蔵

(一) 建設趣意書

建設趣意書

拜啓 時下愈々御清祥慶賀の至に存候。陳者、我が豊岡小学校は創立以来本年を以て茲に五十五週年(周)を閲し卒業生方(本数)に八千を超えるの盛況を致し、加るに校内に町立商工実修学校を併設致し候。以来、之亦十週年(周)を

迎へ専ら職業教育機関として逐年発展の機運に向ひ、現在に於て小学校・実修学校と合せて約二千の児童及生徒を教養し居候事は当町教育の為に欣びに堪へざる処に御座候。

然るに之に伴ふ校舎の狭隘は図書閲覧室・研究室等の特別室を設くるにその余地乏しく、吾人の希求せんとする自発的研究の氣風を養成・助長することの至難なるもの有之、(まこと)寔に遺憾とする処に御座候。

尚、当地には県立の中学校・高等女学校の設置有之、所謂高等普通教育を受け将来専門的研究の素地を有する人年々増加いたし候も、不幸にして公私両方面共に未だ一個の図書館の設置さへも無之ため学生・生徒の不便は勿論、校門を出でし青年子女の如き修養の機関乏しきために数年ならずして著しく教育の低下を示し、又往々にして読書熱の勃興と共に軟文学・不良図書等の閲読盛ならんとして世俗と共に墮弱に流るるの風を

萌し候など真に寒、心するもの有之候。

茲に於て本会は、今秋挙げさせ給ふ昭和大帝即位の御
盛典を永久に記念し奉り、且つは地方文化振展の為に、
將た地方民心作興の為に、此際微力をも省みずして左
記要項に依り当町内に其の地を選び記念図書館建設の
發起思ひ立ち候につき、時節柄洵に恐縮に存じ候へ共、
何卒本事業の企画趣旨に御賛同を賜はり是非完成の悦
びを得られ候様、御助勢・御醸金を仰ぎ度、此段枉げ
て御依頼申上候。(中略)

昭和三年九月

豊岡小学校同窓会内

御大典記念図書館建設会

委員及賛助員(八十三名氏名、略)

名誉顧問 子爵 京極 高光

顧問 若宮 貞夫 伊地智三郎右衛門

豊岡町長

滝田清兵衛 佐川恒太郎

寄付金募集要項

一、図書館建設募集総額金参万円ヲ本会ニ於テ募集ス
ルモノトス。

一、申込期限ハ昭和三年十月三十一日トス。

(下略)

(二) 記念図書館の建設事情と御願ひ

記念図書館の建設事情と御願ひ

大正十三年二月十七日、本校が意義深い創立第五十
周年記念式を挙行致しまして各種の記念事業を致しま
したが、本校同窓会は多年嚮望して居ます所の図書館
の建設を計画し、其の実現化に努力し着手の一步を進
めました。時しも襲ひかゝつた大正十四年の北但大震
災、並につひで襲来した奥丹後震災の影響は、これが
進行を鈍らしめ一頓坐するの余儀ないものを生じたの

であります。(中略)時、偶々昭和三年となり、畏くも聖上陛下に於かせられましては尊くも曠古の御大典を挙げさせ給ふこととなりました。(中略)然かも当年は方に本校創立第五十五周年に相当致しましたので、素志の達成を期した同窓は愈々本町民各位の御^力尽方と相俟つて、実行組織を確立し且つ実活動に進むことになりました。(中略)然るに復々全国的に襲来して参りました世界的不況と経済的激変は、遂に又進行の足並をゆるめなければならぬ実情に立ち至りました。実に恐懼と遺憾に堪えぬ処で御座います。

斯くして茲に創立六十周年の年を迎へました同窓会では、不況の中にも是非之が貫徹を期しまして、活動が続けていますと共に益々其の志を固くして居るのであります。(中略)而かも茲に計画します本図書館は、図書館としての使命を果たさす上に郷土館をも兼ねさせたいと思ふのであります。郷土館は其の土地に

関する自然と社会及び郷土の文化事情が一見领会さるゝ様な風に広範のものであるべきと思ひます。随つて地方の地文・人文に関する材料の蒐集・陳列と共に、本地方から輩出された先輩各位に関する写真並に關係ある各般の参考材料の保管・展覧会等により、足一歩館中に入らんか先人・先輩の風格に接し、気魄に触れ、人をして成さざれば息まざる^や強烈の意志を奮ひ起さしめ、先輩を敬慕し郷土を知り郷土を愛し郷土の改善開発を感じ、己亦後進の責を全ふせんと真剣なる修養をなさしめ、而して力強い人間生活に入らしめたいと思ふのであります。

(中略)

既に其の趣旨を賛し御寄付を願ひつゝありますので一歩くゝと目的の完成へ近づきつゝはありますが、どうぞ十分の御応援を下さいます様、特に御願ひ致したいと思ひます。

(予算は参万円ばかりの計画に向つて居ます)

昭和八年八月

豊岡小学校同窓会

図書館兼郷土館建設委員一同

遂ニ其ノ成果ヲオサメ茲ニ開館ノ運ヒニ立チ至リシハ

誠ニ欣幸ノ至リニ堪ヘサル処ナリ。(下略)

昭和十八年十二月二十五日

豊岡第一国民学校

同窓会長 足立良之助

(三) 式 辞

今上天皇御即位ノ御盛典ヲ永久ニ記念シ奉ランカ為、

本会ハ豊岡図書館ノ建設ヲ提唱・企画シ、昭和三年九

月ソノ第一歩ニ入り、緒ニ就カントセシ所、図ラスモ

財界ノ不況ニ際会シ、加フルニ母校不慮ノ災火ニ遭遇

シ、一時延期ノ止ムナキニ立チ至リシモ、聖戦途上挙

国一致為スベキ事多クアリト雖モ教育教化ノ機関ヲ拡

充シテ文化ノ振展ヲ図ルコトハ一日モ忽^(ゆるがせ)ニスヘカラス

トナシ、爾来役員協力一致、鋭意建設ノ事ニ邁進シ、

郷党又此ノ挙ノ実現ヲ待望スルコト痛切ナルヲ以テ、

○この図書館は、旧豊岡藩邸内にあつた旧宝林銀行建物を京極家から無償貸与をうけたもので、改造工事は昭和十五年十一月に四九五〇円で請負われた。